

消 防 予 第 123 号
平成 25 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う鑑定の取扱いについて

消防法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 38 号）が平成 24 年 6 月 27 日に、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 262 号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 91 号）が平成 24 年 10 月 19 日に公布されました。

今回の改正により、平成 25 年 4 月 1 日以降、日本消防検定協会が行う業務のうち「鑑定」が廃止されることから、「鑑定」に関するこれまでの通知については、別紙のとおり取り扱います。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、日本消防検定協会及び一般社団法人全国消防機器協会に対しても通知していることを念のため申し添えます。

消防庁予防課

担当：守谷、風間

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-mail：m.kazama@soumu.go.jp

「鑑定」の廃止に伴う過去の通知の取扱い

「鑑定」の廃止の趣旨を踏まえ、次の表の左欄に掲げる通知について、平成 25 年 4 月 1 日以降、それぞれ右欄に掲げるとおり取り扱うこととする。

通知名（通知番号）	対応
「予備電源の基準について（通知）」（昭和 54 年消防予第 135 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・本文中「「予備電源の基準」を別添 1 のとおり定め、（中略）さしつかえないので、」を「「予備電源の基準」を別添 1 のとおり定めることとしたので、」に改める。 ・第 2 段落を削除する。 ・別添 1 5（2）中「鑑定型式番号」を「型式番号」に改める。 ・別図、別添 2 及び別添 3 を削除する。
「消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて」（昭和 60 年消防予第 125 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・記中「交換部品の取付けに当たっては、（中略）この場合において、」を削除する。 ・記中、なお書きを削除する。 ・別図表を削除する。
「自動火災報知設備の非火災報対策の推進について（通知）」（昭和 60 年消防予第 134 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・記第 1 6（1）中「鑑定型式番号」を「型式番号」に改める。 ・記第 2 1 を「削除」とする。 ・別図を削除する。
「2 号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について（通知）」（昭和 63 年消防予第 46 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・記中 1 を「削除」とする。 ・別添 2 及び別添 3 を削除する。
「特定消防器機等の性能鑑定について（通知）」（平成元年消防予第 22 号）	廃止する。
「ホースレイヤーの機能及び構造等に係る安全基準について（通知）」（平成 2 年消防消第 177 号）	本文第 2 段落を削除する。
「住宅用スプリンクラー設備の認証等について（通知）」（平成 3 年消防予第 201 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・本文中「一部改正したうえで、これに基づく認証を日本消防検定協会において行うこととした」を「一部改正した」に改める。 ・記中 1 を「削除」とする。

<p>「鑑定適合品等の統一マークについて（通知）」（平成 4 年消防消第 38 号、消防予第 33 号）</p>	<p>廃止する。</p>
<p>「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について（通知）」（平成 5 年消防消第 98 号、消防予第 197 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文中「技術基準を定めるとともに、（中略）これに合格したものにはその旨を表示することとした」を「技術基準を定めた」に改める。 ・本文第 2 段落及び記を削除する。
<p>「自動火災報知設備の遠隔試験機能に係る外部試験器の取扱いについて（通知）」（平成 8 年消防予第 105 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記中 3 を「削除」とする。 ・別図及び別添 3 から別添 5 までを削除する。
<p>「地区音響装置の基準を定める告示の制定について（通知）」（平成 9 年消防予第 116 号）</p>	<p>記中 3 を削除する。</p>
<p>「音響装置の基準について（通知）」（平成 9 年消防予第 128 号）</p>	<p>本文中「134 号通知を廃止することとしたので通知する。（中略）取り扱ってさしつかえない。おって」を「134 号通知を廃止することとしたので、」に改める。</p>
<p>「エアゾール式簡易消火具の取扱い等について」（平成 16 年消防予第 193 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文中「日本消防検定協会の鑑定」を「国内で基準への適合性が確認されたもの」に改める。 ・記中 1 を「削除」とする。
<p>「易操作性一号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通知）」（平成 16 年消防予第 259 号）</p>	<p>記中 3 を削除する。</p>
<p>「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について（通知）」（平成 17 年消防予第 72 号）</p>	<p>本文第 4 段落及び別図を削除する。</p>
<p>「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の公布について」（平成 17 年消防安第 16 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記第八 1 中「5 に示す日本消防検定協会（中略）必要に応じ、」を削除する。 ・記第八 5 中「これまで日本消防検定協会（中略）別図の表示が付されるものであること。」を削除する。 ・別図を削除する。